

建設環境委員会

平成23年3月2日（水）

午前10時02分～午後0時38分

議会第4会議室

【出席委員】原口忠則委員長、山口弘展副委員長、野中宣明委員、中山重俊委員、本田耕一郎委員、江頭弘美委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 伊東部長、松村建設部副部長兼都市政策課長、金丸用地対策課長、小野緑化推進課長、樋渡建築指導課長、古賀建築住宅課長、吉原道路整備課長、江口道路管理課長、山田河川砂防課長、門畑副理事兼北部建設事務所長、田中副理事兼南部建設事務所長 ほか、関係職員
- ・環境下水道部 平尾部長、竹下環境下水道部副部長兼環境課長、古賀循環型社会推進課長、本木下水道企画課長、藤瀬下水道建設課長、山口下水浄化センター所長、古賀副理事兼衛生センター所長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について、採決・まとめ

○原口委員長

これより建設環境委員会を開催いたします。

それでは、委員会の審査日程についてお手元に配布を行っている審査日程で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議ないようですから、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

また、現地視察については審査終了後に改めて委員の皆様にお諮りいたします。

環境下水道部の方は退席されて結構です。

それでは、建設部の議案の説明を求めます。

一般会計補正予算、第18号について、説明をお願いいたします。

◎第18号議案 平成22年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

1点、93ページ、市営住宅管理人の60万円の減ですが、今説明を見ますと32名中8名が何

らかの理由で減ったということで減額されていますが、条例なり規約で管理人制度をうたっているわけですが、そのように減額するように必要がなければね、指定管理者で対応できるんならね、それを要するに改めるとか、必要であればそれは次の方を選ぶとか、そういう方法があるというふうに思いますが、その点についてはどう思われるのか。

○古賀建築住宅課長

市営住宅の管理につきましては、現在は、管理のほとんどを指定管理者のほうに委託しておりますので、その管理人の方の退任された後の仕事は指定管理者のほうでやっておりますので、確かに管理者が必ず必要かというところはございます。それで、ただ、今、管理人をまだお願いしているところにつきましては、入居者の皆さんのほうから管理者の設置の要望をいただいておりますという中で、現在のところは継続的にお願いしている状況でございます。

○黒田委員

要するに、今聞くところによると、管理人というのはもう必要ないと、指定管理者で対応ができるというふうに私は受け取ったわけですよ。しかし、住民の方からちょっと置いてくれないかねということとされていると聞いていますがね、やはりそがんとはきちんとはっきりして、どうするか方向性を出してしないと、何かある団地は管理人制度があり、ある団地は全然そういう制度がないというのは、そういう団地が出てくるわけですよ。将来的にきちっとね、そういうのはどうするかというのをいさばいかんぢやないかなと思うんですが、その点どうですか。

○古賀建築住宅課長

現時点におきましても、管理人が退任されたところにつきましては、再任を入居者の方々に求めておりますが、その新しい管理人の要望が来ない団地につきましては、管理人を廃止するような形で今進めておりますので、制度的には今後はそういうふうな形で検討は必要かとは思っております。

○黒田委員

はっきりですよ、要するに今後しないと、指定管理者にさせるとか、いや管理人を置くというのをきちっと出さないと、ずるずるずるずる来て何かこう団地によって不公平なところが出てくるという気がするわけですよ。そこんたいきちんと出さないといかんぢやないですか。どうですか。

○古賀建築住宅課長

今後検討をしていきたいと思っております。

○江頭委員

今、黒田委員が言っているのは、この指定管理者、例えば、不測の事態で管理人がやめられて、それでも指定管理者のところまで賄えるのであれば、要するに指定管理者にそういうところも任せていいんじゃないかという、そういうことも考えられるでしょうもんで。

でも、いやそうじゃない、やっぱり管理人をきちんと置いて、これは市営住宅の管理は努めなくちゃいけませんで、どっちなんだということなんです。そして、勉強会のときに課長はこの質問に対して検討しますと言ったわけです。言葉ね、注意しないと。検討するということは、あのとき私たちが聞いていてとったのは、検討するということは指定管理者に管理人の部分も任せますというふうに検討していくんだというふうに私はとったんです。だから、その辺の真意を今黒田委員は聞かれているんだから、どっちなんだと。今までどおり管理人をきちっと置いて、市営住宅の管理はこちらでちゃんと報酬をつけてやりますと、こうこうこういう理由ですから、指定管理者には任せませんというのか、いやもう指定管理者でも、これは全部この部分まで任せますと、どっちなのかということ、どっちの方向に進んでいくんだということを行っているわけです。

○古賀建築住宅課長

現在、管理人で行っている事務につきましては、指定管理者のほうに任せる方向で検討をしていきたいと思えます。

○中山委員

今の関連ですけど、そこに住んでいる借家人と、それから指定管理者との間のあれがうまくいっていないところが結構あるわけですよ。つまり、今、管理人がいるところは、住んでいる人と管理業者の間で橋渡し役をしているんですね。なかなか管理業者がそういう体制とれてないという状況があるわけですから、この管理人制度はピシッとしておくべきだと私は思っております。この間も、相談を受けたことがあって、直接同行して管理業者に行き、いろいろ相談したこともあるわけですけど、とにかくそこに住んでいる人と、それから、管理業者の間の開きが結構あるわけですよ。うまくいっていないという状況は。だから、その間の管理人というのは当然必要だというふうに思っていますので、若干先ほどの意見とは異なるわけですけども。

○古賀建築住宅課長

その御意見もあわせて検討していきたいと思えます。ただ、今、経常的に管理人を置いている団地につきましては、自治会等、入居者からの要望が強いということで置いておりますので、その点もあわせて検討の中で今後の対応を考えていきたいと思っております。

○黒田委員

そしたら、あなたが言うことはもう全然さ、支離滅裂。きちっとしていかないと。私はね、管理人を置けとか、指定管理者に任せろとか言ってないんですよ。何か宙ぶらりんでやりよるから、どうだって尋ねたわけですよ。要するにこれはお金が伴うことなんです。何もなかったらいいんですよ。構いませんよ。伴うことだからきちっとしなさいと言っているわけですよ。そうしないと、負担も多くなるでしょうし。だから、そんなものを含めてちゃんと検討していかないと、ずるずるじゃだめなんです、こういうのは。どうですか、部長。

○伊東建設部長

市営住宅の中身につきまして、団地によって過去の経過がいろいろあったというのも、私も承知しております。課長答えましたとおり、一律に判断できないということで今最初に冒頭お答えをしたと思いますけども、ただ片方では、委員おっしゃるとおり、市の制度としての仕組みがあるわけですので、その辺も考えなければならないと思います。そこで、今2通りの御意見が出ておりますので、私もその辺は検討しなければならないと思いますので、この案件につきましては、できれば、本予算の常任委員会を終了時点で再度こちらのほうからの見解を改めて、統一した見解を出させていただきたいと思います。以上です。

○中山委員

今の件で関連して、再度、管理業者がすべての市営住宅の管理をうまくやっているのかという点で、そこをぜひ検討していただきたいと思います。全くね、住んでいる人からすると、管理業者が対応できてないんですよ。八千数百万円やっているけど。その件についてどう思いますか。

○古賀建築住宅課長

御意見ございましたので、こちらのほうでまた、調査確認しながら、稚拙な住宅管理については指導していきたいと思っております。

○伊東建設部長

今、委員言われた部分も含めまして、昨年度も指定管理者を継続するときにアンケート等をとって、一応の合意は得ているところであります。確かに市営住宅総体で相当の件数がありまして、6,000人以上の方がおられますので、例えば、6,000人総体がどうのこうのということは言えませんが、一応、指定管理者制度に移行する時点でそういったアンケートをとって確認をしております。個別の案件で不備があれば、きちっと我々のほうで対応をしております。この間も、住人同士のトラブルがあったときには、管理業者から連絡を受けましたけども、なかなかそこでは対応できない部分があった部分につきましては、当該の課長が出向いたりしておりますので、そういった事案につきましては、個別の事案につきましては、個別の対応をしていかなければ、指定管理者制度の制度という部分と個別の案件ということについては、今我々はそういったアンケート等を取りながら、全体の意見の中で進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○江頭委員

住宅管理費について、もう1つ別なところで、市営住宅の統廃合事業の部分で今回減額出てますね。19年度のマスタープランですか。それに基づいて、統廃合をするところがうたってあるんですけども、川久保と厘外、きょう言われた中でですよ。私もマスタープラン、詳細に理解しておりませんので、これ大体何年までに、ここの2つの住宅ですか。何年までに、計画的にはですよ、あるのか。そしてその進捗、今回も13名の検討だった

けど9名、終わったという話だったんですけど、そのあたりをちょっと具体的に、せっかくの機会ですので、説明いただけたらと思います。

○建築住宅課職員

市営住宅の統廃合関係ですけども、地元のほうには平成25年度をめどに、統廃合する団地をですね、移転するようにお願いしておりますけども、なかなか現在入居されてますので、25年ということをめどにしていますけども、そこを目標に我々はお願ひしていると・・・。

○江頭委員

計画の進捗状況は。

○建築住宅課職員

移転の進捗状況ですけども、廃止の団地は全部で116戸ございます。現在移転が済んでいる戸数ですけども、21年度に13、22年度に今回9戸移転しましたので、トータル22戸移転が済んでおります。以上です。

○原口委員長

よかですか。

(発言する者あり)

ほかにございませんか。

○中山委員

このページ、黄色い表紙の86ページの、きのうも議案質疑を山下明子議員がしたわけですが、住宅建築物の耐震診断費の補助金の問題ですね。当初1,000万円近い予算が2年前ですか、出されてきて、それがずっと毎年減って、対象がないと、いわゆる実績もないというような形で言われているわけですが、何と申しますかね、建築士会とか一定のこの間のPRだけではなかなか進まないという答弁もいただいておりますが、本当にこういう地震の問題はニュージーランドで見られていますように、いつ来るかわからないという状況もあると思うんですね。

ただ、九州、あるいはこの佐賀がなかなか地震が起きないという、そういうふうな状況も若干あるわけですけど、じゃあ、全然ないかという、有明海の断層もあるとか、幾つかあるようなことも聞いておりますので、この点について、やはりもうちょっと何と申しますかね、PRの仕方もさらに何と申すか、今がチャンスだと思うんですね、やろうと思えば。そこら辺について考えをちょっとお聞かせください。

○樋渡建築指導課長

広報活動につきましては、市報等も掲載はしておりますけれども、個別に、例えば、公民館あたりとか、もっと住民に直結したPRのほうをやるとか、それから、ラジオ等を使ってやるとか、それから、建築士会の中でも特にそういった建築士さんが情報をいろいろ持ち合わせてもおりますので、そういったところにきちっとこういった情報を流すととも

に、PRをお願いできないかという依頼等も含めまして、さまざまな広報活動をしていきたいと考えております。

以上です。

○中山委員

ぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、次に93ページ、ちょっと待ってください。いや、ごめんなさい。92ページです。公園の整備事業というところで、都市公園整備事業で右側のほうで巨勢公園整備事業ということが載っております、大体ことし完了予定ですよ。ということですが、あそこのトイレがですね、トイレ、身障者用のトイレは確かに洋式という形となっております。男性、女性のトイレに行ってみますと和式なんですね。

それで、住民の方から要望としては、そこでグラウンドゴルフをなさっている女性の方にも聞いたわけですけど、結局、洋式にしてほしいというのが要求として出ているんですが、そこら辺の何で和式にされたかという点についてと、それから、それは今度、そういう形で要望が出ている、全体としてお年寄りが和式で用を足すというのはなかなか困難な面というか、腰の問題とか、ひざの問題とか、いろいろ体のぐあい少し悪いという方も結構あるわけですが、そういう人たちがグラウンドゴルフをやったり、いろいろされているわけで、そこら辺についての状況はどんなふうになっているんですかね、少なくともそういう都市公園についての状況は。

○小野緑化推進課長

これについてのお答えは当委員会ですらよろしいでしょうか。今の委員会の要望と言われましたけど、これ質問……。

実は、さっきのトイレの件でございますけど、男女とも洋式はしたくなくて和式のほうでしております。これは、巨勢公園につきましては、ワークショップ形式で計画をしております、皆さんの御意見を聞きながらつくる形になっております。トイレにつきましても、ワークショップの中で取り入れを行っております。

当然、洋式便所と和式便所とありますけど、これは管理が行き届いているところにつきましては洋式でもいいかなという考え方をしておりますけど、どうしても公園につきましては不特定多数の人が使うものですから、どうしても気持ち悪いというふうなことで和式便所を、ワークショップの中ではそういう形で要望されてつくっております。

そして、今現在、多目的トイレが1つありますので、ぜひそこを使っただくようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○中山委員

何というか、管理の面では和式が流せるとか、いろいろあると。それから、衛生的な面も若干それはあるかもわかりません。ただ、実際使うときに和式ではかがんでしなきゃな

らないということもあるわけで、そこら辺がひざとか、腰とか、痛みを感じて、なかなかスムーズにいかないという、そういうことが出ているわけですね。

それで、確かに巨勢公園についてだけで言うならば、多目的トイレがあるわけですが、だからそれはそれで、そちらのほうを利用させてもらうときもありますという女性の方の声もありましたけれども、方針的にはどんなふうになっているんですか。

○小野緑化推進課長

先ほども言いましたように、どうしても皆さんの御意見でつくった公園ですので、今、今年度の3月末に完成を予定しております。その中で、どうしてもそういうふうな御意見も、今の状態で直接佐賀市のほうにはそういう御意見はなくて、中山委員さんのおっしゃった件については今お聞きしたんですけど、佐賀市の方針としてはそういう形で、新しく公園をつくる場所につきましては、ワークショップ形式でしておりますので、皆さんの御意見を酌んだ状態で作っておりますので、例えば、今かえるとかということは考えておりません。

○中山委員

今のところ、かえろとかいうことじゃなくて、今後の方針的には都市公園はワークショップで決めていくということね。

○小野緑化推進課長

今後の新しい公園につきましては、そういう形で考えております。ワークショップ方式で考えております。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

○嘉村委員

ちょっと確認ですけど、繰越明許、12ページの都市計画費、大財木原線ですね。これは事業完了がことしいっぱいというふうにおっしゃったんですけど、県道の修復、これについては、だから今年度いっぱいということなんですか。

それと、用地補償のほうと何か関連しているんですか、その修復。何でそんなにことしいっぱいなのかなと思うんですけどね。

○吉原道路整備課長

ちょっと私の言い方、表現が悪かったかもわかりませんが、この繰り越しの分について、大財木原線については、完了年度の目標を平成24年度に置いております。この22年度分の繰り越しにつきましては今回の期日を先ほど申しました期日で目指したいというふうに答えていると思います。

それと、工事と補償の件……

○嘉村委員

いいですか、聞いているのは、橋梁が完成するわけでしょう。橋が完成して、今、片側

は封鎖しているじゃないですか。この県道修復というのはそのことでしょうか。もとに戻しますよということでしょうか。これが先ほどの説明でいくと、ことしじゅうにというふうな表現をされたから、そんなに時間がかかるのかなと思っているわけですよ。現状、かなり混雑を招いているわけですね。だから、地元のほうからでも早く、早くという声があるんですよ。いつまでですかねという声もあるんですよ。だから、その辺のところを明確にさせていただきたいという気持ちで今聞いています。

○吉原道路整備課長

県道との接合については、4月末までには復旧したいということで今予定をしております。橋梁自体はほぼ完了しますけれども、通すということはしませんので、そのこの分の制約はあると思いますけど……。

○原口委員長

挙手をしてお願いします。

○嘉村委員

県道の修復を早くしていただきたかったのが、さっき明確にいつまでにとこのことに関してはおっしゃらなかったから、確認の意味でお尋ねしたんですよ。ことしじゅうというふうにおっしゃったからね。その確認の意味でちょっとお尋ねをいたしました。

○野中委員

繰越明許、12ページですけど、新焼却炉建設関連道路の分ですけども、これはどこの場所ですかね。焼却炉周辺とはわかるんですけど。

○吉原道路整備課長

新焼却炉関連といいまして、今の対象地区としましては、高木瀬町小里地区と高木瀬町平尾地区を対象にしております。補償工事、用地買収、それぞれ掲げておりますけれども、今回の分は平尾地区と小里地区の2地区の分です。

○野中委員

そしたら、これは大きな理由としては用地交渉とか、そういったものの難航ということが繰り越しの大きな原因、理由なんですかね。

○道路整備課職員

では、説明させていただきます。

新焼却炉関連でいいますと、3路線ございまして、先ほど課長が説明しました平尾地区に2路線ございまして、そのうちの1路線、平尾9号線というか、平尾中線という道路がございまして、ちょうど平尾地区の中心というか、真ん中付近にございまして、そこで用地買収をずっとさせていただいておったんですけども、ちょうど建物というか、アパートが1カ所かかりまして、そこは建物はかからないんですけど、駐車場というか、そこまで拡幅が必要で、その関係で代替地とかを要望されまして、代替地ですから当然いろいろなところを出して、また交渉してという繰り返しをさせていただいたんですけども、結果的に

はそれでかなり時間を要しまして、間もなく契約は締結するんですけども、工事の発注がおくれたというのがございます。

それからもう1カ所、平尾の一番北のほう、川原線という大和との近くだんですけど、川原線につきましては、お一方まだ完全に同意いただけない方がいらっしゃいます。あとの方は大体同意いただいているんですけど、補償ということになりますので、うちのほうでお支払いはできるんですけども、最終的に撤去まで終わらなければ最後のお支払いができない。最初7割お支払いをして、残り3割は撤去の後ということになります。その撤去自体がうちの工事を出した業者をお願いして、そのほうが安いということで思われている方が6名ぐらいいらっしゃいますので、その関係で工事が出せない、間もなく出す予定はしておりますけれども、お一方ちょっと同意いただけていないものですから、交渉ができ次第、その辺の調整をするということになりますので、年度内の完了は見込めないということで上げさせていただいております。

それから、もう1カ所につきましては、小里のほうなんですけれども、現在、拡幅工事の1工区の工事を出しております、そちらの工事がある程度完了しませんと次の工事がなかなか出せないという状況になってございます。今現在、その調整をやっておりまして、これも年度内の完了がなかなか見込めないということで、そこに団地で周辺にお住まいの方もいらっしゃいますので、完全に通行どめというふうになってしまいますと生活に支障があるということで、迂回路を確保しながらという形をせざるを得ないものですから、ちょっと時期をかかっております。以上です。

○野中委員

理由はわかりました。理由というか、そこら辺はわかったんですが、これは基本的に建設当時の経緯として、周辺地区自治会というか、地域、そういったところに対してのいろんな配慮ということで受けとめてはいるんですけども、全体計画を当時打たれて、これまでの進捗の中でそういう工事の一環だと思うんですね。だから、もうこれが最後になるんですかね。それとも全体の進捗というのはどうなっているんですかね、この周辺計画に対して。

○道路整備課職員

新炉建設関係の道路部分につきましては、ここで先ほど説明しました3路線で、あと残り1本を残すだけということになります。

ちょうど中心部を東西に通る道が1カ所、離合道路というのがございまして、そこがかなり用地の交渉で難航しております、いろんな手を尽くしているんですけど、そこを除いて、先ほど説明しました3路線は次年度までに完了するというので進めております。ですから、ほぼ9割以上完了はすると思います。

○野中委員

そしたら、ちょっと最後1点、お聞きしたいんですけど、これは一体だれが交渉してい

るんですかね。

例えば、対策室か何かあるじゃないですか、今。そこと一緒にやっているのか、それとも建設部単独でやっているのか、ちょっとだれがやっているのか、最後1点、お答えをお願いします。

○吉原道路整備課長

この新炉関連につきましては、部署がそれぞれ農林部門とか、河川部門とかありますけれども、道路部門に関しては道路整備課と、あるいは関係する用地補償に関しては用地対策課ということで、実際の実務的には私ども関係課でやっております。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

○山口副委員長

予算関連議案の7の資料の9ページ、先ほど御説明がありました一番上、継続費補正で嘉瀬団地の建てかえ事業で金額はそれぞれ述べられましたが、理由が述べられていません。どういう理由でしょうか。

○古賀建築住宅課長

失礼をいたしました。理由につきましては、平成23年度工事費が減りまして、24年度分がふえております。これにつきましては、嘉瀬団地の建設工事につきましては、平成21年度に設計を行いまして、22年度から工事に着手しておりますが、工事着手に当たりまして、現入居者の移転に時間を要しまして、工事の着手がおくれております。その関係で予算的にもこの形で動いたということでございます。

○山口副委員長

それ以上は聞きません。

それで、もう1つ、同じ資料の11ページなんですけど、ごめんなさい。12ページです。河川費の浸水軽減対策事業の500万円があったんですが、これはもう一度御説明をしてもらってよろしいですか、よく意味が理解できなかったもので。

○松村建設部副部長兼都市政策課長

浸水軽減対策事業費につきましては、これは調査委託料を昨年の補正予算でお願いしたものでございます。10月に平成20年度、21年度、22年度の3カ年にわたって大雨災害があったのにもかかわらず、20と21年度は駅前周辺がつかつたと。22年度は、危なかったけれども免れたと。何でそういう状況になったのかというのを、まず要因、原因をちょっと調べる必要があるなということがありましたものですから、この500万円の一部を使いまして、検討調査をさせてもらいました。

それは佐賀市の事業として調査をしたんですけども、先ほど説明にもあったように、国と県と一緒に浸水軽減対策協議会を今開催しております。国は筑後川河川事務所、県は県の河川砂防課、土木事務所等がメンバーになっておりますけども、国、県が今後も

うちちょっと広域的に筑後川の流域ということで佐賀江川を中心に佐賀江にぶら下がっている佐賀江の流入河川だとか流出河川、それと市内からの流入について、トータル的に平成23年度にかけて改めて国、県も調査をかけたいということで今準備をされております。

ですから、佐賀市が行いました平成22年度の佐賀駅周辺の浸水の要因分析の結果も国、県の調査と整合させる意味で来年度に予算を繰り越して調整しながら、トータルの調査として考えていきたいということでの繰り越しをお願いするものでございます。

○山口副委員長

そしたら、500万円というのは丸々繰り越しですか。それとも、もともとともっと予算はあったんですかね。

○松村建設部副部長兼都市政策課長

500万円のうちの約200万円をその調査事業費に充てて、今作業をしてもらっています。それも含めて残り300万円ほどまだ委託料がございますけども、それは国、県が年度内に調査業務を発注したときに、佐賀市も一緒になって佐賀市の分として発注をする予定でございましたけども、まだ国、県が年度内予算が組めなかった関係で次年度に当初予算で準備をするということでしたので、それも含めて繰り越しをしたいというふうに考えております。

○山口副委員長

済みません。あと1点、最後なんですけど、その上の道路橋梁費の道園線、橋梁、護岸等の事業見直しが発生して繰り越しとあったんですが、この件に関してだけ、大体いつごろをめどにという御説明がなかったように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○山田河川砂防課長

道園線は、一応事業費としては平成23年度までということになっておりますが、事業関係で23年をもう1回繰り越して、最終的には24年度までかかるんじゃないかと考えております。22年度の繰り越しは、12月下旬の予定でございます。済みません。23年12月下旬の予定です。

○山口副委員長

今の道園線だけに限らず、今、繰越明許で上がっている分で、例えば、4月とか6月、5月いっぱいぐらいに大体完了予定ですと言われた物件はよしとして、今の道園線にしる、また、新焼却炉とか、そのほかにもあったと思うんですが、12月末というのがありますよね。4月から12月末までということになると、もうほとんど1年終わってしまうんじゃないかなと思うんですが、このあたり、何といひかな、執行部側、役所側はいいとしても、これは契約もされていると思うんですよ。業者側にとってみれば、現場代理人がそのまま張りつかんといかんということで、結構、こう言ったらなんですけど、そのあたりも考えてもらっているのかなという気がするんですが、別にそれは道園線に限ったことではなくてもいいんですが、その辺いかがでしょうか、どなたかお答えできる方いらっしゃいますか。

○伊東建設部長

今の御指摘につきましては、昨年の災害以降で、我々も工事を災害発注していますけども、やはりおっしゃったとおり、現場代理人の制約で非常に厳しい事態がありました。そういう意味で、佐賀土木の事務所長にもお願いをして、そういった緩和もお願いをしてきたところであります。

一方で、今言われましたところにつきましても、私たちも工期を延長する場合については、同じようなことを想定しております。そういう形で現場代理人が縛られるとなると、逆の仕事の事態が出るということで、ただ、片方では工事が進んでいる場合と進んでいない場合ということでの配慮もしながら行っているところでありますので、今後ともそこから辺については最大限に配慮をしながらやっていきたいというふうに考えているところであります。

○原口委員長

いいですか。ほかにございませんか。

○中山委員

先ほどの浸水軽減対策事業のところ、国、県という形で県もかかわってきたということで非常にうれしいんですが、つまり、私が言いたいのは佐賀江川、あのしゅんせつをあと300万円の中で要望ができるのかどうか、そういう話になっていくのかどうか。それから、一定程度、あそこの中の水をためる、貯水できるようなそういうところができるのかどうかですね。そのしゅんせつ、あるいはそういうことができるのかどうかという点についてはどうなんでしょうか。

○松村建設部副部長兼都市政策課長

ここに上げさせてもらっております500万円は、あくまでも浸水軽減方策を検討するための調査委託料の経費でございます、しゅんせつ等に使うための予算としてはありません。

しゅんせつに関しましては、佐賀江川が県管理の河川でございますので、佐賀土木事務所のほうで既に工事は発注されておりますけれども、重立ったところの堆積土のしゅんせつ工事は今年度から来年、平成23年度の雨季前にかけてしゅんせつ工事を既に発注されているところでございます。

貯留に関しましては、あくまでも既存のある施設に大きなお金をかけずに、うまくポンプだとかゲートを操作することによって、佐賀江に上から流れ下ってくる水を受け持てるような貯水ポケットをつくりましょうという考え方でございます。ですから、潮の力で干潮時にゲートを閉めて流れ込む空間をつくっておこうというような考え方でございますので、それは先ほど言いましたように、国だとか県だとかの施設も含めて同時に連携しながら操作をすることで、貯水ポケットの確保については、22年度同様、23年度も引き続きで協力お願いを改めて申し上げますし、了解もいただいているところでございます。

○原口委員長

よかですか。ほかに。よかですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで建設部の審査を終了いたします。

建設部は退席されて結構です。

◎執行部退室

○原口委員長

休憩はいかがいたしましょうか。5分程度とりたいと思います。

◎午前11時33分～午前11時42分 休憩

○原口委員長

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

一般会計補正予算の第18号議案について説明をお願いいたします。

◎第18号議案 平成22年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○山口副委員長

71ページ、指定袋ごみ処理手数料で1,640万円の入札減ということだったんですが、これはもともとの予算と、それと指定袋を入札ということだったので、入札に出される業者というのは何者ぐらいいらっしゃったのか、そこを教えてください。

○古賀循環型社会推進課長

有料ごみ袋の製造ですけども、これについては、当初予算が9,000万円です。それが7,500万円に減額しております。

○循環型社会推進課職員

業者数についてですけれども、確かな業者数は今のところ資料を持ってきておりませんが、佐賀市のポリ袋関係の指名業者の中から佐賀市のようなやり方でのごみ袋作製をされるところすべてをお呼びして見積もり合わせをしております。

(「見積もり合わせじゃなかろう」と呼ぶ者あり)

大体10者程度でございます。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算、第22号、第23号、第24号、第26号議案について説明をお願いいたします。

◎第22号議案 平成22年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第6号) 説明

◎第23号議案 平成22年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)

説明

◎第24号議案 平成22年度佐賀市農業集落排水特別会計補正予算（第4号） 説明

◎第26号議案 平成22年度佐賀市市営浄化槽特別会計補正予算（第4号） 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

これは特別会計、9番の31ページ、下水道浄化センター費の中の13節委託料、これは3,100万円、薬品代の減というふうにおっしゃったんですが、これが必要なくなったのはどういう理由なんですかね。入札減ですか、それとも薬品が何かによって必要なくなったんですか。

○山口下水浄化センター所長

この薬品につきましては委託契約を行っておりまして、3カ年契約をしておりまして。その中で、単年度分として高分子凝集剤等の使用量が減ったために残が出ております。単価契約で行っております。使った分をお支払いするというところで。

○嘉村委員

今、高分子何とかというふうにおっしゃったですけども、従来、これはちゃんと一定量必要だったわけでしょう。それよりも少なくて済むようになったということですか。

○山口下水浄化センター所長

堆肥化施設が21年10月から運転しておりまして、脱水ケーキの発生量が低下しております。それは、汚泥処理の管理で非常に今安定してうまくいっております。消化ガスの発生量がぐんと伸びております。そういう関係で発生汚泥量が減になったために高分子凝集剤も減ったということでございます。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

○江頭委員

7番の繰越明許費、35ページに関連してちょっとお尋ねするんですけども、下水道建設費の部分なんですけど、いろいろ課長の説明でこの繰り越しに関してはいろんなところでいろんな理由で説明を受けました。

私は、諸富地区のことしか詳しいことはわかりませんが、例えば、今も徳富太田という一つの地区の名前を出されたんですけど、例えば、県道の新設だとか、そういう部分でおくれをとる。実際計画のときに、本管を通すときに県道新設なんかに予定をされていて、諸富の場合ですね、徳富の場合にひとつそれが変更になって、県がそこを許さないということで、まず本管の埋設の設計変更をしておくれをとったという理由をちょっと市長から聞いたんですよ。

例えば、今までいろんな部分で県道の新設だとか、歩道新設の中に、県道にかかわると

ころでこういうことはやっぱりあったと思うんですよね。今まで、これだけの下水道事業の中で。県との道路計画と市の下水道計画、この辺、全然話し合いはあっていないんですか、お互いに。例えば、県道に面したところに歩道が諸富の場合もある部分できているんですね。全体的に23年計画だと、全体に諸富地区は終わるといふ計画の中で全然見通しが立たないという話もちらっと聞いたんですけれども、県道に歩道がついて新設されたところはいろいろ交渉をせにゃいかんと。こんな市の下水道の計画とそういう県道の新設との整合性は、今までこれだけの事業をやられてきて、いろんなケースがあったと思うんですよね。何でそういうことがいまだかつてこういう繰り越しにそういう理由で出てきているのかというのが私はちょっと理解に苦しむというか、本当におくれの理由をずっとひもとくとそういうことが実際出ているんですよね。だから、話し合いってやっているんですか、そういうところでも実際。

○藤瀬下水道建設課長

その年の下水工事するところについては、当然県とか、それからまた、国道である国との調整は必要になってきます。

ただ、バイパス等の何もなかったところに新道ができるようなところに関しては、そう細かい打ち合わせをしなくても大体工事はできますけれども、歩道のないような8メートルか10メートルぐらいの道路で改良工事ということで、16メートル、20メートル道路とできるようなときには、現在の道路の中にもほかに水道管もあればガス管もある、それから地下ケーブルもあるというふうな形で、なかなかうまく調整がとれないというふうな事例がございまして、なかなか進展しないというような現場がちよくちよく出てきているように感じております。

○原口委員長

よかですか。

○江頭委員

実際話していないでしょう。

○藤瀬下水道建設課長

先ほど言われた2点が多分あると思います。太田地区の小学校の前の地区ですね、あれはうちの事業認可を去年とって、道路課の県の道路ですね、改良の事業終了が21年であったわけです。途中で話を、舗装をどうするかということで協議した中で、仮舗装でいくかというところで論議をしましたが、結局、向こうは事業を終了しなければならないということで、完了ということであそこの地区はそういう形になりました。

あと改良絡みでバイパスの拡幅をやっているところですけど、あの事業に関しましては、うちが発注した時点では県はストップしていなかったんですけど、バイパスに古墳が出てきて、それで県自体がとめられたもので、うちの事業もとまったという形になって繰り越しになりました。

それから、一応県のほうとは随時協議を行っております。それで、あと県のほうの維持管理課のほうとも話をやっていますが、なかなか調整をとれないというのが現状です。

○江頭委員

小さい部分は個別に話せば済むことですが、ただ、全体的にこういう繰り越し、下水道計画の中に大まかに何年度という、それは諸富に限らず、旧地区でそういうふうにして説明しているわけですね。それが一つ一つ県との話の中にずっとずれ込んでいくということで、市民の人たちは本当に理由がわからず、説明をぼんと受けて大体何年度ということで、いつまでとあなたたちが説明をして、おくれることに対しては何ら説明がない、市民の方たちに。そういう話というのは私たちに来るんですよ、もう直。ぱっと私たちも理由がわからない。本当、そういうふうにしてあなたたちもおくれる部分のところの説明は事前の説明だけじゃなし、何でおくれたかということは、やっぱり自治会長さんを通してきちっとしておかないと、こんな苦情ばかりですよ。

諸富の部分は後でまた個別でいいですけども、本当にそういうことはね——だから聞いているんですよ。県との整合性、いつも話をしていかないと、こういうことが繰越明許にも起こって当たり前みたいにして繰り越しを今までやってきているみたいなんだけど、その辺はやっぱりちゃんとした説明はおくれる理由もちゃんとやるべきだというふうに思います。

○山口副委員長

ちょっと関連なんですけど、先ほども建設部の中で繰越明許の説明をされる際に、やれ地元調整とか、ほかの県との協議だとか、ほかの工事との調整だとかいうことを言われて、最後の締めにもそういった理由を含めて不測の事態でということと言われましたが、先ほど江頭委員も言われたように、何ら不測の事態じゃないと私は思うんです。ある程度予測はできているんじゃないかなというふうに思っております。

これはもう一度、現場に当たられるとき、また工事を発注されるときは、きちっとその辺を見きわめた上で発注に取りかかっていたいただきたいというのがあります。

それと、先ほど建設部長が繰越明許の理由をいろいろ御説明された中で、2つ、私非常に気になった言葉がございます。なかなか工事に入れないということをおっしゃいました。なかなか工事に入れないようなのを何で発注にかけたのかなと。発注にかかれば、当然業者は現場代理人を専任につけなきゃいけません。その現場代理人に1人とられることによって、業者に迷惑がかかります。そのあたりはどうなのかが1つ。

それともう1つ、地元調整でルート変更せざるを得ないという言葉も出ました。これは、下水道エリアマップが今きちっと完成しているわけですから、その完成したエリアマップ以外でルートを変更するなんていうことが実際可能なのか、できるのか、いかがでしょうか。

○原口委員長

よかですか。だれが答えますか。

○藤瀬下水道建設課長

先ほどの私の説明で工事に入れないというのは、国道、県道の改良工事と同時施工というふうな形でやる現場がございまして、やはり道路工事もある程度進んだ後でない下水道管の掘削工事とか、そういうものがない場所がありますので、そういったところで工事の着手の時期がちょっとずれるというふうなのがございまして。そういうところから工事に入れないというふうな形でちょっと説明させていただきました。

それから、ルート変更ですけど……

○原口委員長

よかですか。

○環境下水道部職員

済みません。ルート変更で、設計段階でのルート変更という形ですかね。実際、現場に入ってからルート変更というのは、もう下をつくっていますので、基本的にできませんので、位置を変えるというのは、たまたま埋設物の関係上出てきます。

○山口副委員長

いや、そしたらね、今2点、私質問したのをもう1回ずつ聞きますよ。

工事に入れない、着手時期、思っていたより着手時期が延びるということなんです、じゃあ、その前にもう契約はしているんですか、建設業者と。建設業者との契約は済ませて、入札も終わって契約をしたにもかかわらず、入れない期間というのがこれだけあるということなんでしょう。それが1つ。

それと、先ほど設計段階でのルート変更とおっしゃいましたが、エリアマップがもうできているにもかかわらず、その設計変更でいいですよ、設計段階でまたルートを見直すということが本当にあるのかどうか、そこをお尋ねします。

○藤瀬下水道建設課長

1点目は、契約してからなかなか入れないというのはあります。

それからもう1つ、地元調整は設計の段階で地元がこの地区、下水道計画をしていますよというように説明をするときに、私のほうが計画していたものとちょっと違うような、ここはこう理由でいろいろ障害があるからというふうなことになる、私どもが頭に描いていたルートとちょっと違った内容でまた組み合わせなければいけないというふうな形で、やはりうちのほうと地元との調整会議、それから、市のほうと設計コンサルタントとの調整でずれが発生するようなどの調整で時間がかかるというふうなのがございまして。

そういったところから、ルート変更をせざるを得ないというふうな表現で説明させていただきました。

○山口副委員長

そしたら、そのルート変更に関しては、地元の要望などということも聞き入れられるわけですか。

(発言する者あり)

わかっている人いるでしょう。わかっている方で。

○環境下水道部職員

基本的に設計段階でルート変更というのは、管網図であらかたルートを考えます。その場合に詳細に入ったときに、私道とか構造物があるために、そこを通るよりも回して通したほうが経済的に安くなったり、浅くなったりするもので、そちらのほうに関しては設計の段階でルート変更というのは出てきます。

あと基本的に工事に入りまして、ルート変更が起きる場合は、やはり構造物とか、どうしても動かせないものがあれば、それは地元と協議してまた変更に入ることもあります。

○山口副委員長

地元の方の要望というのもあるんですかということを知っているんです。

○環境下水道部職員

基本的に地元の要望の変更というのはありませんけど、ただ、私道ですね、私有地に入れる許可とかありますので、そのときはある程度要望的なものは聞きます。公道、里道に関しては、基本的には要望は聞いておりません。

○原口委員長

よかですね。ほかに。

○中山委員

ちょっとわかりにくかったんですが、62ページの市債の説明のときに、本木課長、何か国庫補助は来ているけど、国庫補助は工事の関係で返さないで持っておくとか、そこら辺の話をもう1回詳しくしてもらえませんか。

○本木下水道企画課長

先ほど言いましたが、大幅な減ということで、1億200万円ですかね、減りました。これにつきましては、当初の内示額をいただいております分、国庫補助が丸々ことしは制度上の関係から来るということです。ですから、その分財源が、国庫がありますので、その分市債を落とさせていただいたということです。

そして、来年度以降になって、今度、ことしはある意味じゃもらい過ぎていますので、その分を減らすこととなりますので、その分、今度は市債のほうですね、ちょっと割り増しした形でなっていくと。年間で、例えば5年間なら5年間トータルすると、ちょうどその分相当の補助金をいただくということで調整していくということになります。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、環境下水道部の審査を終了いたします。

これで当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

執行部は退席されて結構です。

◎執行部退室

○原口委員長

それでは、現地視察はいかがでしたでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

引き続き採決、まとめに入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、採決に入る前に、今回当委員会に付託されました議案について反対意見はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、すべての議案について一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないということですので、そのように採決いたします。

当委員会に付託されました第18号、第22号、第23号、第24号及び第26号議案については、原案を可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、当委員会に付託されましたすべての議案について、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で採決を終了いたします。

それでは、本会議での委員長報告はいかがでしたでしょうか。

それでは、するかしないか一任でよろしゅうございますか。

それでは、正副委員長一任ということによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字、そのほかの整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字、そのほかの整理については、委員長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、委員長に一任することに決定をいたしました。

それでは、建設環境委員会はこれをもって終了いたします。